北海道開発局工事等競争参加者選定要領

平成12年12月19日北開局工第333号
最終改正　令和７年３月12日北開局工管第231号

第１章　総則

（通則）

第１条　北海道開発局の所掌する工事、測量等（測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント及び地質調査をいう。以下同じ。）の契約に関し、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第72条第１項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格、令第95条第１項に規定する指名競争に参加する者に必要な資格、令第96条第１項に規定する競争に参加する者を指名する場合の基準その他競争参加者の選定のために必要な事項は、別段の定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、「本局」とは北海道開発局を、「局長」とは北海道開発局長を、「契約担当官等」とは会計法（昭和22年法律第35号）第29条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。

（一般競争に参加する者に必要な資格等の公示）

第３条　局長は、令第72条第４項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格について、その基本となるべき事項並びに同条第２項に規定する申請の時期及び方法等については、必要の都度公示するものとする。

（競争に参加する者に必要な資格）

第４条　局長は、令第72条第１項及び令第95条第１項の規定による競争に参加する者に必要な資格について、次の各号に掲げる契約の種類ごとに定めるものとする。

(1) 工事契約
(2) 測量等契約

（資格審査の実施及び申請の時期）

第５条　局長は、令第72条第２項（令第95条第２項において準用する場合を含む。）に規定する資格審査について、２年に１回定期の資格審査を行うほか、随時に行うものとし、申請の時期は次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これらにより難い場合で、申請者から資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出があったときはこの限りでない。

(1) 定期の資格審査にあっては、局長が定める期間

(2) 随時の資格審査にあっては、随時

(3) 前２号に定めるもののほか、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第８条第１項の規定により申請書の提出があったときは、その都度

（申請書等の提出方法）

第５条の２　資格審査の申請書等の提出方法は、文書持参方式、文書郵送方式、インターネット方式又は電子メール方式のいずれかによるものとする。

（資格の審査及び決定）

第６条　局長は、契約の種類に応じて定めた契約の区分ごとに、資格の審査を行い、発注の基準となる予定価格の金額に応じて等級別に格付した者を有資格者とする。ただし、競争に参加する者の数が少ない区分については、等級別の格付を行わないで有資格者とすることができる。

２　前項に定める契約の区分ごとにおいて発注の基準となる等級別の予定価格は、別表のとおりとする。

３　工事契約については、別表の１に掲げる工事区分の等級ごとに申請者の総合審査数値（第20条に規定する審査数値をいう。）の分布状況及び当該等級ごとに必要となる施工能力を勘案して行うものとする。

４　測量等契約については、別表の２に掲げる業種区分ごとに営業に関し必要となる許可、登録等の有無、経営状況等を審査して行うものとする。

（有資格者としない者）

第７条　局長は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を有資格者とすることができない。

(1) 令第70条の規定に該当する者

(2) 第19条及び第22条の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

(3) 法令の規定により、営業に関し一定の許可、登録等を要することとされているにもかかわらず、その要件を充たしていない者

（有資格者としないことができる者）

第８条　局長は、第６条に規定する資格の審査に当たっては、令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者を有資格者としないことができる。
２　局長は、前項に定めるもののほか、申請者において不誠実な行為又は不健全な状態が明らかになった者を有資格者としないことができる。

（資格審議会）
第９条　局長は、工事契約及び測量等契約の競争参加資格の予備審査をするために資格審議会を設ける。
２　資格審議会の会長は局長をもって充て、委員は次長、部長、開発監理部次長、調整官及び開発建設部長並びに局長の指名した者とする。
３　資格審議会は、２年に１回定期に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
４　資格審議会は非公開とし、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、又は審査をすることができない。

（有資格者名簿）
第10条　令第72条第３項（令第95条第２項において準用する場合を含む。）に規定する名簿（以下「有資格者名簿」という。）は、契約の種類ごとに様式１により作成するものとする。

（名簿の公表）
第11条　有資格者名簿の公表は、様式１を閲覧に供することにより行うものとする。

（資格審査結果の通知）
第12条　局長は、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第４条に定める資格審査結果の通知をするときは、様式２により行うものとする。

（資格の有効期間）
第13条　第６条の規定に基づく有資格者の資格の有効期間は、当該競争参加資格の有効期間開始日から次期の定期の競争参加資格の有効期間開始日の前日までとする。

（変更等の届出）
第14条　局長は、競争参加申請者又は有資格者の申請内容のうち次の各号に変更があったときは、本人又は当該法人の代表者に、速やかに、その旨を様式３－１により届出させるものとする。
(1) 住所
(2) 商号又は名称、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
(3) 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においては

その者の氏名

(4) 許可・登録等の状況

(5) 営業所の名称、所在地、電話番号及びファクシミリ番号

(6) 資本関係及び役員の兼任に関する事項

(7) 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項（工事契約の有資格者に限る。）

2　局長は、有資格者が次の各号の一に該当することになったときは、当該各号に掲げる者（有資格者に限る。）に、速やかに、その旨を様式３－１により届出させるものとする。

(1) 法人が合併したとき（法人が合併により消滅するときを除く。）　当該法人の代表者

(2) 法人が営業譲渡したとき　当該譲受会社の代表者（個人が営業譲渡した場合にあっては譲受者）

(3) 法人が会社分割したとき　当該承継会社の代表者

3　局長は、競争参加申請者又は有資格者が次の各号の一に該当することになったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を様式３－２により届出させるものとする。

(1) 死亡したとき　その相続人

(2) 法人が合併により消滅するとき　当該法人の代表者

(3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき　当該法人の清算人

(4) 廃業するとき　本人又は当該法人の代表者

4　局長は、前３項の届出があったときは、その内容を関係の契約担当官等に通知するものとする。

（資格の取消し）

第15条　契約担当官等は、有資格者が第７条各号の一又は第８条第１項若しくは第２項に該当すると認めたときは、直ちに、局長に様式４の資格取消事由報告書を提出するものとする。

2　局長は、前条第３項各号に掲げる者から同項の届出があったとき又は競争参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに、当該届出に係る有資格者の資格を取り消すものとする。

3　局長は、第１項の報告があった場合には、遅滞なく資格審議会の予備審査を経て、必要があると認めたときは、当該有資格者の資格を取り消すものとする。

4　局長は、前２項の規定に基づき有資格者の資格を取り消したときは、様式５の資格取消通知書により前条第１項各号に掲げる者又は当該有資格者に通知するとともに、その旨を関係の契約担当官等に通知するものとする。

（秘密の保持）

第16条　競争参加申請者の資格審査を所掌する職員は、当該審査において知ることが

できた事項については、これを他に漏らしてはならない。

第２章　一般競争契約

第１節　総　　則

（一般競争参加者の資格）

第17条　契約担当官等は、一般競争契約に付する場合においては、別表の契約の種類に応じて定めた契約の区分ごとの有資格者を参加させて行うものとする。

２　契約担当官等は、等級別に格付された有資格者によって一般競争を行うときは、当該契約の性質又は目的により特別の理由のある場合に限り、直近の上位及び下位の等級に属する有資格者を当該競争に参加させることができる。

（契約担当官等が定める一般競争参加者の資格）

第18条　契約担当官等は、令第73条の規定に基づき、当該競争に参加する者の資格を事業所の所在地、技術的適正、現在の経営状況等によって定めるものとする。

第２節　工事契約

（申請に必要な書類等）

第19条　局長は、工事契約における一般競争に参加するために必要な資格の審査を申請しようとする者（以下この節において「申請者」という。）には、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）　（様式６－１及び様式６－２）

(2) 工事経歴書　（様式７）

(3) 営業所一覧表　（様式８）

(4) 業態調書　（様式９－１、様式９－２、様式９－３、様式９－４）

(5) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

(6) 社会保険等の領収書等の写し（総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合に限る。）

(7) 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式(その３）又は国税規則別紙第９号書式（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は国税規則別紙第９号書式（その３の３））。ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出でき

ない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税が納付できないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

(8) 工事分割内訳表　（様式10）

2　申請者が別表の１に掲げる区分のうち「維持」のみについて一般競争に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていない者であるときは、前項第５号の書類に代えて、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 登記事項証明書

(2) 規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類及び工事経歴書

(3) 財務諸表（法人の場合には、審査基準日直前１年の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人にあっては、これらに類する書類をいう。）

3　申請者が、インターネット方式にて申請する場合は、第１項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成及び送信させ、建設業法第27条の29第１項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び第１項第７号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出させるものとする。）。なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、第１項第７号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

（等級の格付）

第20条　申請者の等級格付は、次の各号に掲げる経営的事項及び技術的事項の総合審査数値によって行うものとし、審査の基準は別に定めるものとする。

(1) 経営的事項

当該申請者が競争参加資格審査申請をする日の直近における総合評定値通知書（建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。）に記載されている営業年度の終了の日を審査基準日として、次のアからオまでに掲げる項目

ア　当期営業年度開始日の直前２年又は直前３年の各営業年度における競争参加を希望する工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」

イ　告示第一の一の２に定める「自己資本の額」及び同号の３に定める「利払前税引前償却前利益の平均の額」

ウ　告示第一の二に定める「経営状況」

エ　競争参加を希望する工事区分の公示第一の三に定める「技術職員の数」及び「年間平均元請完成工事高」

オ　告示第一の四に定める「その他の審査項目」（社会性等）

(2) 技術的事項

ア　定期の一般競争資格審査の決定をする年の前年の10月１日（以下「技術的事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間における北海道開発局発注工事に係る希望工事区分ごとの工事成績（技術的難易度等を勘案したもの）

イ　技術的事項の審査基準日の前日までの４年間における北海道発注の工事に係る希望工事区分ごとの工事成績

（格付の特例）

第21条　局長は、前条の規定により等級の格付を行う場合において、公正な競争と適正な工事の施工を確保するために必要と認めるときは、申請者の事業経歴及び信用度等を考慮して、相応の等級に格付することができる。

第３節　測量等契約

（申請に必要な書類等）

第22条　局長は、測量等契約における一般競争に参加するために必要な資格の審査を申請しようとする者（以下この節において「申請者」という。）には、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）（様式11－１、様式11－２、様式11－３）

(2) 測量等実績調書　（様式12）

(3) 技術者経歴書　（様式13）

(4) 営業所一覧表　（様式14）

(5) 業態調書　（様式15－１、様式15－２）

(6) 登記事項証明書

(7) 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等の写し

(8) 財務諸表（申請者が法人である場合においては、審査基準日直前１年の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算及び注記表、個人である場合においては、これらに準ずる書類をいう。）

(9) 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は国税規則別紙第９号書式（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は国税規則別紙第９号書式（その３の３））。ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出で

きない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については、納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税が納付できないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

２　前項の場合において、申請者が次の各号の一に該当する者であるときは、当該各号に定める書類をもって前項第２号、第３号、第６号、第７号及び第８号に掲げる書類に代えることができる。

(1) 測量業者(測量法(昭和24年法律第188号)第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。)　測量法第55条の８に規定する書類の写し

(2) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録を受けた者をいう。）　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(4) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年９月21日建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

３　申請者が、インターネット方式にて申請する場合は、第１項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成及び送信させ、第１項第６号から第９号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、第１項第９号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

４　前項の場合において、申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（以下「建設関連業システム」という。）に登録され、定期の一般競争参加資格申請を行う申請内容が、建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、第１項第７号及び第８号に定める書類の添付を省略することができるものとする。

（資格審査の要領）

第23条　申請者の審査は、当該申請者が競争参加資格審査申請をする日の直前の決算を審査基準日として、次の各号に掲げる項目の総合審査数値によって行うものとし、審査の基準は別に定めるものとする。

(1) 審査基準日の直前２年の各営業年度における競争参加を希望する業種区分の実績高により算定した年間平均実績高

(2) 審査基準日の直前の営業年度における自己資本額

(3) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

(4) 審査基準日の前日までの営業年数（１年未満切捨て）

（資格審査の特例）

第24条　局長は、申請者が新規に営業を開始した者であるときは、自己資本額、設備の状況、その他経営内容を参酌して資格の審査を行うことができる。

第３章　指名競争契約

（一般競争契約の準用）

第25条　第19条から前条までの規定は、工事、測量等の契約を指名競争に付して行う場合における当該競争参加者の資格、申請書類その他の手続等について準用する。

（指名原則）

第26条　契約担当官等は、指名競争契約を行う場合においては、有資格者の中から次条に定める基準により、公平かつ公正に業者を選定するとともに、機会均等の趣旨にのっとり、中小企業者に不利とならないよう配慮しなければならない。

（指名基準）

第27条　契約担当官等は、契約の種類に応じ、予定価格に見合う等級に属する有資格者の中から、次の各号に掲げる事項を考慮して指名しなければならない。ただし、必要があると認めたときは直近上位及び下位の等級に属する有資格者を指名業者の半数の範囲内で指名することができる。

(1) 指名に際し、著しい経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下がなく、契約の不履行のおそれがないと認められる者であること。

(2) 指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可を必要とするものについては、当該許可又は認可を受けているものであること。

(3) 指名競争に付する工事又は測量等と同種工事等の施工実績を有する者であること。また、測量等に相当の経験を有する者に行わせる必要があるときは、当該経験を有する者であること。

(4) 特殊な工事又は測量等の契約で、その性質上特殊な技術又は機械器具等を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は機械器具等を有する者であること。

(5) 工事又は測量等の契約で一定地域に限り競争に付することが契約上有利であると認められる場合においては、一定地域の者であること。

(6) 工事又は測量等の契約で、履行期限又は履行場所等によって当該契約の履行に必要な労務その他を容易に調達して施行し得る者に行わせることが契約上有利と認められる場合においては、これらを調達して施行することが可能な者であること。

(7) 工事又は測量等の契約で、指名競争に参加しようとする者の経営規模が、指名

しようとするとき現在の工事、測量等の手持の状況等を総合して余裕がある者であること。

(8) 工事又は測量等の契約で、審査基準日以降における安全管理又は労働福祉の状況が著しく不良でない者であること。

(9) 指名競争に参加しようとする者の経歴が、特別な事情がある場合を除き、著しく契約の履行成績が不良であった者でないこと。

2　契約担当官等は、指名競争に付する工事契約に直接関連する契約が行われる見込みがあるときは、それらを含めた総事業費に見合う等級の中から指名するものとする。

3　契約担当官等は、指名競争に付する工事契約が、特に緊急を要する工事又は特別の技術、工法等を必要とする工事若しくは特別の経験を必要とする工事に係る契約であるときその他特別な理由がある契約であるときは、上位の等級に属する有資格者の中から指名することができる。

（入札・契約手続運営委員会）

第28条　本局及び開発建設部内に、別に定めるところにより、工事及び測量等を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格条件の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争（工事希望型競争入札方式に限る。）に付そうとする場合における競争参加資格条件の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争に付そうとする場合における競争参加者の選定並びに随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の決定について調査審議する入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

第４章　雑　　則

（特例政令が適用される契約についての特例）

第29条　特例政令が適用される契約についてのこの要領の規定の適用については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 第３条の見出し中「一般競争」とあるのは「競争」と、同条本文中「令第72条第４項に規定する一般競争」とあるのは「競争」と、「同条第２項に規定する申請」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。

(2) 第18条の規定中「資格を事業所の所在地」とあるのは、「資格を」と読み替えるものとする。

(3) 第26条の規定中「中小企業者に不利とならないよう配慮しなければならない。」とあるのは、「配慮しなければならない。」と読み替えるものとする。

(4) 第27条第１項第５号の規定は、適用しない。

（特例政令の適用を受ける契約に係る競争参加申請者が外国からの者である場合の特例）

第30条　特例政令の適用を受ける契約に係る競争参加申請者のうち外国からの競争参加者である場合については、前条に掲げる規定を適用するほか、第19条第２項第３号及び第22条第１項第７号に規定する提出書類が存しない場合は、これらと同等の書類を提出するものとする。

（その他）

第31条　本要領の取扱いに関して必要な事項は、事業振興部長が定めるものとする。

附　則

１　この要領は、平成13年４月１日から施行する。

２　この要領施行前に従前の手続により行った競争参加申請者の資格審査のうち、平成13年度以降の資格に関わるものについては、この要領に基づき資格審査を行ったものとみなす。

附　則

この通達は、平成14年11月30日から施行する。

附　則

この通達は、平成16年３月１日から施行することとし、競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が、平成16年３月１日以降のものである一般競争（指名競争）参加資格審査の申請から適用する。

附　則

１　この通達は、平成17・18年度の資格審査から適用する。

２　平成17・18年度の資格審査においては、第20条第１項第２号に規定する技術的事項の対象期間を平成13年４月１日から平成16年９月30日までとする。

３　北海道開発局工事等競争参加者選定要領の運用方針（平成12年12月19日付け北開局工第334号）は廃止する。

４　合併等により新たに設立された会社等の資格審査の取扱いについて（平成13年10月19日付け北開局工管第142号）は廃止する。

５　建設業における協業組合等の資格審査の取扱いについて（平成10年３月17日付け北開局工管第288号）は廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この通達は、平成18年１月４日から施行する。

（「随意契約における相手方の決定について」（平成12年３月22日付け北開局工第422号）の廃止について）

２　本通達の施行に伴い、「随意契約における相手方の決定について」（平成12年３月22日付け北開局工第422号）は廃止する。

附　則

この通達は、平成19・20年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、平成21年３月31日から施行し、平成21・22年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、平成22年４月１日から施行し、平成22年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、平成23年３月７日から施行し、平成23・24年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、平成25年３月７日から施行し、平成25・26年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、平成27年３月９日から施行し、平成27・28年度の資格審査から適用する。

附　則

１　この通達は、平成28年９月23日から施行し、平成28年度の資格審査から適用する。

２　第20条(1)エに規定する「技術職員の数」について、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は、平成28年６月１日から平成31年５月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工工事業、解体工事業の技術者として申請する希望工事種別及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の１種類を合わせた３までとする。

附　則

この通達は、平成28年11月30日から施行し、平成29・30年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、平成30年11月30日から施行し、平成31・32年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、令和２年11月30日から施行し、令和3・4年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、令和３年７月15日から施行し、令和３年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この通達は、令和６年11月７日から施行し、令和７・８年度の資格審査から適用する。

附　則

この通達は、令和７年３月12日から施行し、令和７年４月１日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

別表

1 工事関係

区　　分	等　級	予　定　価　格	備　　考
一　般　土　木	A	2億9，000万円以上	
	B	1億1，000万円以上2億9，000万円未満	
	C	5，000万円以上1億1，000円未満	
	D	5，000万円未満	
建　　築	A	2億9，000万円以上	
	B	1億1，000万円以上2億9，000万円未満	
	C	5，000万円以上1億1，000万円未満	
	D	5，000万円未満	
舗　　装	A	9，000万円以上	
	B	9，000万円未満	
鋼　橋　上　部 ＰＳコンクリート しゅんせつ 機　械　装　置	区分なし	制限なし	
管	A	5，000万円以上	
	B	2，000万円以上5，000万円未満	
	C	2，000万円未満	
電　　気	A	5，000万円以上	
	B	1，000万円以上5，000万円未満	
	C	1，000万円未満	
塗　　装 造　　園 防　水　加　工 さ　　く　　井 グ　ラ　ウ　ト 維　　持	区分なし	制限なし	

2 測量等関係

区　　分	等　級	予　定　価　格	備　　考
測　　量 土木関係コンサルタント 建築関係コンサルタント 補償関係コンサルタント 地　質　調　査	区分なし	制限なし	

様式１　（イ）（第11条関係）

有 資 格 業 者 名 簿（工事契約）

工　事　区　分 ________________________________

業　者 コード	商 号 又 は 名 称			経審評価 技術評価 総合点数	前期 決定	希望部局	希望工種	許 可 業 種		資 格 決 定 年 月 日
	本　店 所在地	払込資本金 （千円）	総職員数					特　定	一　般	

様式１　（ロ）（第11条関係）

有 資 格 業 者 名 簿（測量等契約）

業　種　区　分

業者コード テクリス登録番号 ＰＵＢＤＩＳコード 本店所在県	順位 企業規模	商号又は名称 代表者名　本店所在地 電話番号　ＦＡＸ番号 メールアドレス	点数	希望業務	登録事業 資本金 常勤職員数 営業年数	登録 部門	年間平均実績高 自己資本金 技術職員の数 事務職員の数	有資格職員の数					資格決定 年月日
								測量	土木	建築	補償	地質	

様式２（イ）（第１２条関係）

資 格 決 定 通 知 書

北開局工管 第　　号
年　月　日

殿

北 海 道 開 発 局 長

先に貴殿は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出されましたが、審査の結果、以下のとおり決定したので通知します。
なお、この通知書受領後に住所、商号（名称）、代表者、北海道内の営業所の名称又は所在地の変更があったとき及び死亡、廃業、合併による消滅又は合併若しくは破産以外の事由による解散があったときは、速やかに届け出てください。

※貴殿について、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。

建 設 工 事

１ 競争の種類 一般競争及び指名競争
２ 区分及び等級

区　分	等級	経営事項評価点数	技　術評価点数	総合点数	区　分	等級	経営事項評価点数	技　術評価点数	総合点数

経営事項評価点数は、個々の工事に係る一般競争における競争参加資格の一つとなる場合があります。経営事項評価点数とは、今回の決定の際に、共通事項について算定した点数ですが、この経営事項評価点数は15の工事区分ごとに算定しているのに対し、建設業法上の経営事項審査の総合評点は29の建設工事の種類ごとに算定されているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評点に差が生じる場合があります。

３ 有効期限

測　量　等

１ 競争の種類 一般競争及び指名競争
２ 区分及び資格の有無

区　分	資格の有無

３ 有効期限

様式２（ロ）（第１２条関係）

資 格 決 定 通 知 書

北開局工管 第　　号
年　　月　　日

殿

北海道開発局長

先に貴殿は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)を提出されましたが、審査の結果、以下のとおり決定したので通知します。
なお、この通知書受領後に共同企業体の名称に変更があったとき及び以下3の有効期限前に解散があったときは、届け出てください。

※貴殿について、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。

建 設 工 事

１ 競争の種類　一般競争及び指名競争
２ 区分及び等級

区　分	等級	経営事項評価点数	技　術評価点数	総合点数	区　分	等級	経営事項評価点数	技　術評価点数	総合点数

経営事項評価点数は、個々の工事に係る一般競争における競争参加資格の一つとなる場合があります。経営事項評価点数とは、今回の決定の際に、共通事項について算定した点数ですが、この経営事項評価点数は15の工事区分ごとに算定しているのに対し、建設業法上の経営事項審査の総合評点は29の建設工事の種類ごとに算定されているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評点に差が生じる場合があります。

３ 有効期限
４ 構成員情報

記　号	業 者 コ ー ド	商 号 ま た は 名 称

５ 単体の資格が停止となる構成員と工事区分

区分	札幌	函館	小樽	旭川	室蘭	釧路	帯広	網走	留萌	稚内	本局
一般土木											
建築											
舗装											
鋼橋上部											
PSコンクリート											
しゅんせつ											
機械装置											
管											
電気											
塗装											
造園											
防水加工											
さく井											
グラウト											
維持											

様式３－１（第１４条関係）

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）

年　　月　　日

北 海 道 開 発 局 長　　殿

業者コード
住　　所〒
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

変更内容

変　更　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変更年月日

記載要領

１　登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量等）に〇印を付すこと。
２　「本店住所」「商号又は名称」「代表者の氏名」を変更する場合は、フリガナを付すこと。
３　「営業所」の変更については、建設工事の場合は経営事項審査を受けた建設業許可業種を有する北海道内の営業所、測量等の場合は常時契約を締結する営業所のみ提出すること。
４　本様式に収まらない場合には、適宜様式を追加すること。

様式3－2（第14条関係）

辞　　退　　等　　届

年　　月　　日

北 海 道 開 発 局 長　殿

業 者 コ ー ド
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記の事由により　資格を辞退したいので / 申請を取り下げたいので　届け出ます。

記

1　辞退等の事由

2　辞退等する資格の工事（業種）区分

様式4（第15条関係）

第　　号
年　月　日

北 海 道 開 発 局 長　殿

契約担当官等名

資 格 取 消 事 由 報 告 書

このことについて、下記のとおり資格取消事由が発生しましたので報告します。

記

1　発生年月日　　年　月　日

2　発　生　者　　住所並びに商号（名称）及び代表者氏名

3　契約の種類、区分及び等級

4　取消事由発生時の経営規模及び経営状態

5　当該年度における契約の実績　　件　　万円

6　該当条項及びその事実の詳細（別紙）

7　報告に係る事項についての発生者の説明

様式5（第15条関係）

北開局工管第　　号
年　　月　　日

殿

北 海 道 開 発 局 長

資　格　取　消　通　知　書

貴殿には、　　年　　月　　日付け北開局工管第　　号をもって資格決定通知書により有資格者として通知しましたが、今回下記の理由により、資格を取り消します。

記

取 消 理 由

様式６－１（第１９条関係）

01	１：新規 ２：更新	※ 02 受付番号		03 業者コード		※ 申請者 05 の規模		06 適格組 合証明	有	無
				04 建設業許可番号						

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

年度において、貴　局　で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年　　月　　日

北海道開発局長　　殿

07 本社(店)郵便番号　　－　　08 法人番号

09 本社（店）住所（フリガナ）

10 商号又は名称（フリガナ）

11 役職

代表者氏名（フリガナ）　　12 担当者氏名（フリガナ）

13 本社(店)電話番号　　14 担当者電話番号　（内線番号　　）

15 本社(店)FAX番号　　16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

（18 代理申請時使用欄）

18 申請代理人　申請代理人郵便番号
申請代理人住所　　申請代理人電話番号
申請代理人氏名

19 外資状況

1　外国籍会社 ［国名：　　］	2　日本国籍会社 ［国名：　　］ （外資比率：100%）	3　日本国籍会社 ［国名：　　］［国名：　　］ （外資比率：　　%）（外資比率：　　%）

20 営業年数　　年

21 総職員数（人）

22 設立年月日(和暦)

年　　月　　日

23 みなし大企業

□ 下記のいずれかに該当する　□ 該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと（以下同じ）。

様式６－２（第１９条関係）

※受付番号		※業者コード	

24	① 競争参加資格希望工事区分		② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局											
				01 札幌	02 函館	03 小樽	04 旭川	05 室蘭	06 釧路	07 帯広	08 網走	09 留萌	10 稚内	11 本局	合計
完成工事高	01	一般土木													
	02	建築													
	03	舗装													
	04	鋼橋上部													
	05	ＰＳコンクリート													
	06	しゅんせつ													
	07	機械装置													
	08	管													
	09	電気													
	10	塗装													
	11	造園													
	12	防水加工													
	13	さく井													
	14	グラウト													
	15	維持 （補修、維持管理）													
			（清掃、除草、除雪）												
	その他（申請外）			／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	合計														

（注）完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

様式７（第１９条関係）

※ 受 付 番 号		※ 業 者 コ ー ド	

工　　事　　経　　歴　　書

希望工事区分

注　文　者	元請又は下請の別	工　　事　　名	工事場所のある都 道 府 県 名	配置技術者氏名	請負代金の額（千円）	着　工　年　月 完成(予定)年月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月

直 前 １ 年 度 の 合 計	件	千円
直 前 ２ 年 度 の 合 計	件	千円
直 前 ２ ヶ 年 間 の 平 均		千円

記載要領

1　本表は、工事区分のうち、「15　維持（清掃、除草、除雪）」についてのみ作成すること。
2　本表は、直前１年間の完成工事について、記載された請負代金の額の合計が、完成工事に係る請負代金の額の合計の７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。
3　共同企業体（ＪＶ）として行った工事については、「元請又は下請の区別」の欄に、当該区別に係る記載のほかＪＶと付記すること。
4　「配置技術者氏名」の欄には、完成工事について、建設業法第２６条第１項又は第２項の規定により直前１年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。
5　「直前１年度の合計」及び「直前２年度の合計」の欄には、それぞれ完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。
6　下請工事については、「注文者」の欄には直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。
7　「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載すること。

様式８（第１９条関係）

※ 受 付 番 号		業 者 コ ー ド	

営　業　所　一　覧　表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段） ＦＡＸ番号（下段）	建設業許可業種（上段） 土 建 大 佐 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 指名通知発送を希望する部局（下段）
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局

記載要領

１　本表は、申請日現在で作成すること。

２　「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本店又は北海道内に所在する支店等営業所の名称を記載すること。

３　「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。

４　「電話番号・ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。

５　「建設業許可業種」（上段）の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。

６　「指名通知発送を希望する部局」（下段）の欄には、その営業所に対応する指名通知の発送を希望する部局名に○印を付すること。

様式９－１（第１９条関係）

※受付番号		業者コード	

01　有資格技術職員内訳

	検定種目	級別･種別･資格区分コード			人数
施工管理技士	建設機械施工管理技士	1　級		111	
		2　級		212	
	土木施工管理技士	1　級		113	
		2　級	土木	214	
			鋼構造物塗装	215	
			薬液注入	216	
	建築施工管理技士	1　級		120	
		2　級	建築	221	
			躯体	222	
			仕上げ	223	
	電気工事施工管理技士	1　級		127	
		2　級		228	
	管工事施工管理技士	1　級		129	
		2　級		230	
	電気通信工事施工管理技士	1　級		131	
		2　級		232	
	造園施工管理技士	1　級		133	
		2　級		234	

	技術部門	選択科目･資格区分コード		人数
技術士	総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	42	
		建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	41	
		「農業農村工学」	43	
		電気電子部門に係る選択科目	44	
		「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	46	
		機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの	45	
		「上水道及び工業用水道」	48	
		上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの	47	
		「水産土木」	49	
		「林業・林産」	50	
		「森林土木」	51	
		「水質管理」	53	
		「廃棄物・資源循環」	54	
		衛生工学部門に係る選択科目のうち「水質管理」､「廃棄物・資源循環」以外のもの	52	

	技術部門	選択科目･資格区分コード		人数
技術士	建設部門	「鋼構造及びコンクリート」	142	
		その他	141	
	農業部門	「農業農村工学」	143	
	電気電子部門		144	
	機械部門	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	146	
		その他	145	
	上下水道部門	「上水道及び工業用水道」	148	
		その他	147	
	水産部門	「水産土木」	149	
	森林部門	「林業・林産」	150	
		「森林土木」	151	
	衛生工学部門	「水質管理」	153	
		「廃棄物・資源循環」	154	
		その他	152	
建築士等	建築士	１級建築士	137	
		２級建築士	238	
		木造建築士	239	
	建築設備士		62	

施工管理技士・技術士・建築士等の合計	
実人数	

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	
登録基幹技能者講習修了証の　所持者数	

記載要領

※「有資格技術者職員内訳」の人数欄については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。
　また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿〈別紙二〉の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入してください。
　※　　年　月　日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。

※「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第１８条の３第２項第２号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。

様式９－２（第１９条関係）

※ 受 付 番 号		業 者 コ ー ド	

業　態　調　書

02　希望工種

工事区分	工種分類	希望の区分	摘　要
一 般 土 木	河川・海岸	1 ・ 2	1：施工実績があって希望する 2：施工実績はないが希望する
	道路	1 ・ 2	
	構造物	1 ・ 2	
	砂防・地すべり防止	1 ・ 2	
	トンネル	1 ・ 2	
	ダム	1 ・ 2	
	軟弱地盤	1 ・ 2	
	農用地整備･農地保全	1 ・ 2	
	土地改良施設	1 ・ 2	
	港湾・漁港	1 ・ 2	
	空港	1 ・ 2	
建 築	ＲＣ又はＳＲＣ構造	1 ・ 2	
	鋼構造	1 ・ 2	
	プレハブ建築	1 ・ 2	
	木造建築	1 ・ 2	
機 械 装 置	昇降機設備	1 ・ 2	
	水門設備	1 ・ 2	
	ポンプ設備	1 ・ 2	
	その他機械設備	1 ・ 2	

工事区分	工種分類	希望の区分	摘　要
電 気	土木電気設備	1 ・ 2	1：施工実績があって希望する 2：施工実績はないが希望する
	建築電気設備	1 ・ 2	
	通信設備	1 ・ 2	
	受変電設備	1 ・ 2	
塗 装	橋梁塗装	1 ・ 2	
	区画線塗装	1 ・ 2	
維 持	河川清掃	1 ・ 2	
	河川除草	1 ・ 2	
	その他河川補修	1 ・ 2	
	道路清掃	1 ・ 2	
	道路除草	1 ・ 2	
	その他道路補修	1 ・ 2	
	除雪	1 ・ 2	

記載要領

上記工事区分の競争参加資格を希望する場合には、希望する工種分類を少なくとも１つ以上選択し、それぞれ次の区分により該当する番号に○印を付すこと。

１：施工実績があって希望する

２：施工実績はないが希望する

※施工実績があるとは、会社の創業以来の実績によることとし、発注者の官・民の別、元請・下請の別、請負代金の額を問うものではない。

様式９－３（第１９条関係）

※ 受 付 番 号		業 者 コ ー ド		建設業許可番号	

業　態　調　書

該当の有無について　　有 □　無 □

資本関係に関する事項

親会社等（会社法第２条第４号の２の規定によるもの。）・所属する組合

建設業許可番号 □ － □　本店電話番号（代表）　組合を記載した場合　親会社等 □　所属する組合 □

更生会社・再生手続中の会社 □　商号又は名称

本店住所

親会社等（会社法第２条第４号の２の規定によるもの。）・所属する組合

建設業許可番号 □ － □　本店電話番号（代表）　組合を記載した場合　親会社等 □　所属する組合 □

更生会社・再生手続中の会社 □　商号又は名称

本店住所

子会社等（会社法第２条第３号の２の規定による子会社）

	建設業許可番号		商号又は名称（４０文字以内）		建設業許可番号		商号又は名称（４０文字以内）
1		－		11		－	
2		－		12		－	
3		－		13		－	
4		－		14		－	
5		－		15		－	
6		－		16		－	
7		－		17		－	
8		－		18		－	
9		－		19		－	
10		－		20		－	

役員の兼任に関する事項

	役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号		兼任先の商号又は名称（４０文字以内）	兼任先での役職
1				－		
2				－		
3				－		
4				－		
5				－		
6				－		
7				－		
8				－		
9				－		
10				－		

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
3. 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。
4. 役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」又は「その他」のいずれかを記載する。
   「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は以下のとおり。
   取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
   取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役
   取締役ハ：社外取締役
   取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
   取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役

様式9－4(第19条関係)

※受付番号		業者コード	

業　態　調　書

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。
ついては、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書をご提出下さい。

該当の有無について　　**有** □　**無** □

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

1
平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名　　平成17年10月1日以降における役職　　営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)　　年　月　日
国土交通省における退職日　　年　月　日　　国土交通省における退職時の官職

2
平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名　　平成17年10月1日以降における役職　　営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)　　年　月　日
国土交通省における退職日　　年　月　日　　国土交通省における退職時の官職

3
平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名　　平成17年10月1日以降における役職　　営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)　　年　月　日
国土交通省における退職日　　年　月　日　　国土交通省における退職時の官職

4
平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名　　平成17年10月1日以降における役職　　営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)　　年　月　日
国土交通省における退職日　　年　月　日　　国土交通省における退職時の官職

5
平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名　　平成17年10月1日以降における役職　　営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)　　年　月　日
国土交通省における退職日　　年　月　日　　国土交通省における退職時の官職

【記載要領】
1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 社内異動及び新規採用は問わず、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)
3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はできるだけ詳しく記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例:北海道開発局○○開発建設部○○課長)
4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は把握している範囲において記入すること。

様式１０（第１９条関係）

※受付番号		業者コード	

工　事　分　割　内　訳　表

（単位：千円）

建設業法上の建設工事 ＼ 競争参加資格希望工事区分	1 一般土木	2 建築	3 舗装	4 鋼橋上部	5 PSｺﾝｸﾘｰﾄ	6 しゅんせつ	7 機械装置	8 管	9 電気	10 塗装	11 造園	12 防水加工	13 さく井	14 グラウト	15 維持	その他（申請外）	※合　計
01 土木一式																	
02 建築一式																	
03 大工																	
04 左官																	
05 とび･土工･コンクリート																	
06 石																	
07 屋根																	
08 電気																	
09 管																	
10 タイル･れんが･ブロック																	
11 鋼構造物																	
12 鉄筋																	
13 舗装																	
14 しゅんせつ																	
15 板金																	
16 ガラス																	
17 塗装																	
18 防水																	
19 内装仕上																	
20 機械器具設置																	
21 熱絶縁																	
22 電気通信																	
23 造園																	
24 さく井																	
25 建具																	
26 水道施設																	
27 消防施設																	
28 清掃施設																	
29 解体																	
その他																	
合　計																	

記載要領

1　本表は総合評定値通知書等に記載されている建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高を、当省（庁）の定める「競争参加資格希望工事区分」に分割又は合算して申請する場合に作成すること。

2　「建設業法上の建設工事」の種類には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種類に対応した年間平均完成工事高を記載し、「競争参加資格希望工事区分」には、該当する全ての「競争参加資格希望工事区分」を記載すること。

3　「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。

様式１１－１（第２２条関係）

01	1：新規 2：更新	※ 02 受付番号		03 業者コード		※ 申請者 04 の規模		05 適格組 合証明	有	無

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）

年度において、貴　局　で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年　　月　　日

北海道開発局長　　殿

06 本社(店)郵便番号　　－　　07 法人番号

08 本社(店)住所（フリガナ）

09 商号又は名称（フリガナ）

10 役職

代表者氏名（フリガナ）　　11 担当者氏名（フリガナ）

12 本社(店)電話番号　　13 担当者電話番号　（内線番号　　）

14 本社(店)FAX番号　　15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

（17 代理申請時使用欄）

17 申請代理人　申請代理人郵便番号
申請代理人住所　　申請代理人電話番号
申請代理人氏名

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第　号	年　月　日	建築士事務所	第　号	年　月　日	建設コンサルタント	第　号	年　月　日
地質調査業者	第　号	年　月　日	補償コンサルタント	第　号	年　月　日	不動産鑑定業者	第　号	年　月　日
土地家屋調査士	第　号	年　月　日	司法書士	第　号	年　月　日	計量証明事業者	第　号	年　月　日
	第　号	年　月　日		第　号	年　月　日		第　号	年　月　日

19 設立年月日(和暦)

　　年　　月　　日

20 みなし大企業

□ 下記のいずれかに該当する　□ 該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと（以下同じ）。

様式１１－２（第２２条関係）

※ 受付番号		業者コード	

21 測量等実績高

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前２年度分決算		③ 直前１年度分決算		④ 直前２ヶ年間の 年間平均実績高 （千円）	⑤ 申請を希望する部局											
	年 月から 年 月まで （千円）	年 月から 年 月まで （千円）	年 月から 年 月まで （千円）	年 月から 年 月まで （千円）		01 札幌	02 函館	03 小樽	04 旭川	05 室蘭	06 釧路	07 帯広	08 網走	09 留萌	10 稚内	11 本局	合計
1. 測量																	
2. 土木関係コンサルタント																	
3. 建築関係コンサルタント																	
4. 補償関係コンサルタント																	
5. 地質調査																	
その他																	
合計																	

22 有資格者数（人）

構造設計一級建築士	設備設計一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築設計士（建築積算資格者）	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補

技術士												
総合技術監理部門（土質及び基礎、地質を除く）	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	総合技術監理部門（土質及び基礎、地質）	建設部門（土質及び基礎）	応用理学部門（地質）

第一種電気主任技術者	第一種伝送交換主任技術者	線路主任技術者	ＡＰＥＣエンジニア	ＲＣＣＭ	畑地かんがい技士	地質調査技士	補償業務管理士	公共用地経験者	土地家屋調査士	司法書士		

様式１１－３（第２２条関係）

※ 受付番号		業者コード	

23　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																				補償コンサルタント業務						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
河川、砂防及び海岸・海洋	空港及び港湾	電力土木	道路	鉄道	上下水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	基礎及び土質	コンクリート及び鋼構造物	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特殊補償・営業補償	事業損失	補償関連

24 自己資本額	区分	直前決算時（千円）
	（うち外国資本）	
	①（うち資本金）株主資本	
	②評価・換算差額等	
	③新株予約権	
	④株式引受権	
	⑤計（P）	

25 損益計算書	税引前当期利益（千円）	
26 貸借対照表	①流動資産（千円）（m）	
	②流動負債（千円）（n）	
	③固定資産（千円）（Q）	
	④総資本額（千円）（R）	

27 経営比率		
	①資産本純利益率（S／R×100）	．（%）
	②流動比率（m／n×100）	．（%）
	③自己資本固定比率（P／Q×100）	．（%）

28 外資状況		
	1 外国籍会社 ［国名：　　］	3 日本国籍会社 ［国名：　　］ （外資比率：　%）
	2 日本国籍会社 ［国名：　　］ （外資比率：100%）	［国名：　　］ （外資比率：　%）

29 営業年数等		
	①創業	年　月　日
	②休業期間又は転（廃）業の期間	年　月　日から 年　月　日まで
	③現組織への変更	年　月　日
	④営業年数	年

30 常勤職員の数（人）	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④計	⑤役職員等

※⑤は④の内数

様式１２（第２２条関係）

※受付番号		※業者コード	

測　量　等　実　績　調　書

（登録業種区分）

注　文　者	元請又は下請の別	件　名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金の額（千円）	着工年月 完成(予定)年月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月

記載要領

１　本表は、「希望業種区分」ごとに、「直前１年度分決算」又は「直前２年度分決算」の各別に作成すること。

２　本表は、直前２年間の完成業務の実績高の７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。

３　下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し「件名」の欄には下請件名を記載すること。

４　「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。

５　「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載すること。

様式１３（第２２条関係）

※ 受 付 番 号		業 者 コ ー ド	

技　術　者　経　歴　書

（種類）

氏　　名	法　令　に　よ　る　免　許　等		実　　務　　経　　歴	実務経験年月数
	名　　称	取得年月日		
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月
		年　月　日		年　月

記載要領

１　本表は、様式11－２「22　有資格者数」に記載した資格ごとに作成し、種類欄には作成した資格の種類を記載すること。

２　「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）

３　「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋の測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式１４（第２２条関係）

※ 受付番号		業者コード	

営　業　所　一　覧　表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段） ＦＡＸ番号（下段）	指名通知発送を希望する部局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		－ 			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局

記載要領

1　本表は、申請日現在で作成すること。
2　「営業所名称」欄には、常時契約を締結する支店等営業所の名称を記載すること。
3　「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
4　「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
5　「指名通知発送を希望する部局」の欄には、その営業所に対応する指名通知の発送を希望する部局名に○印を付すること。

様式15－1(第22条関係)

※ 受付番号	

※ 業者コード	

業　　態　　調　　書（測量等）

測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）における会社コード

（8桁）

公共建築設計者情報システム（PUBDIS）における会社コード

（8桁）

希望業務の確認

測量

希望業務	測量一般	地図の調整	航空測量
登録			
希望			

土木関係コンサルタント（建設コンサルタント）

希望業務	河川・砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子
登録																					
希望																					

土木関係コンサルタント

希望業務	交通量調査	環境調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算関係	計算業務	資料等整理	施工管理
登録									
希望									

建築関係コンサルタント

希望業務	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	工事監理（建築）	工事監理（電気）	工事監理（機械）	調査	耐震診断	地区計画及び地域計画
登録															
希望															

補償関係コンサルタント／地質調査

希望業務	補償コンサルタント 土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	不動産鑑定	地質調査
登録										
希望										

記載要領

1　「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。

2　「建築関係コンサルタント」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。

3　「補償関係コンサルタント」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。

4　工事監理（建築）、工事監理（電気）及び工事監理（機械）については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

様式15－2（第22条関係）

※ 受 付 番 号		業 者 コ ー ド	

業　態　調　書　（測量等）

該当の有無について　　有 □　　無 □

資本関係に関する事項

親会社等（会社法第２条第４号の２の規定によるもの。）・所属する組合

1 法人番号　　本店電話番号（代表）　　組合を記載した場合　親会社等 □　所属する組合 □

更生会社・再生手続中の会社 □　商号又は名称

本店住所

親会社等（会社法第２条第４号の２の規定によるもの。）・所属する組合

2 法人番号　　本店電話番号（代表）　　組合を記載した場合　親会社等 □　所属する組合 □

更生会社・再生手続中の会社 □　商号又は名称

本店住所

子会社等（会社法第２条第３号の２の規定によるもの。）

	法人番号	商号又は名称（４０文字以内）		法人番号	商号又は名称（４０文字以内）
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

役員の兼任に関する事項

	役職名	氏名	兼任先の法人番号	兼任先の商号又は名称（４０文字以内）	兼任先での役職
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【記載要領】

１．本調書は、申請日現在で作成すること。

２．資本関係に関する事項のうち、親会社等・所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社については北海道開発局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者を記載の対象とする（有資格業者であるかは問わない）。

３．「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。

４．役員の兼任に関する事項については、北海道開発局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする（有資格業者であるかは問わない）。役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」又は「その他」のいずれかを記載する。

「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は以下のとおり。

取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役

取締役ハ：社外取締役

取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役